

第 8 回全国首長連携交流会 有明宣言

平成 15 年 5 月 17 日 全国首長連携交流会

於 東京ビッグサイト（江東区有明）

現在、日本が直面している困難を乗り越える唯一の道は「いきいきとした地方の潜在力が国を支える」という地方分権思想の原点に立ち返り、国および財政の三位一体改革を断固推し進めることである。

国は、現場を持つ市町村を信頼し決定権を委ねるべきである。われわれ市町村は、限られた財源で最大限の効果を図る努力をする決意である。現在の財政状況においては、地方交付税の圧縮や補助金の削減が必要であることは否定できない。しかし、日本再生の最大の鍵は、より優先して税源移譲を実現させ、財源上も市町村に現場の責任を持たせることである。われわれは、国に対して財源を含む財政構造の見直しを英断をもって進めることを提案する。

われわれ第 8 回全国首長連携交流会に参加した有志市町村長は、それぞれの市町村の現場責任者として、心から地域住民の幸せを思い、真摯に議論を行った。以下に、その成果を「有明宣言」として、政府並びに国民全体にアピールするものである。

・ 総 論

1 . 「三位一体の改革は、税財政の構造改革とともに」

税源移譲を先送りにした地方分権改革推進会議の「三位一体改革試案」はきわめて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。国庫補助・負担金や地方交付税制度改革の前提として、税源委譲などの税財政を構造的に改革することこそ必要である。補助金や交付金の廃止、合理化は、国、都道府県及び市町村の事務事業や職員の削減につながる。それにより、国も自治体も経費圧縮が可能となり、借金依存体質から脱却できる。

2 . 「国も地方と応分の痛みを」

市町村は現行制度のもとで、懸命にリストラの努力をし、行財政改革を進めている。国も、このような地方自治体の血のにじむような努力を認め、自らの行財政・国会改革等を積極的に推進すべきである。各省庁は協力して国家の方向性を指し示すべきであり、とりわけ総理大臣は、最大限のリーダーシップを発揮すべきである。

3 . 「真実は現場にある」

地方自治体は、日々、現場で生きたニーズと直面し、その解決を図るべく活動している。国は、現場を持つわれわれ地方自治体を信頼し、その声をもっと吸い上げるべきである。

4 . 「自己責任・自己決定に基づく地方自治の実現を」

自己責任・自己決定に基づいた政治は、国民に主体性・自立性を呼び戻す。市町村の自己責任による自己決定と、健全な競争原理に支えられた分権型社会の確立が、地方の活力を再生し、現在のわが国を覆う閉塞状況を打破する。国はこのことを十分認識し、地方自治体の自由闊達な取り組みを積極的に支援すべきである。

．各論

1．教育分野について

教育行政組織は、各地域の主体性、特色を本格的に発揮させる必要がある。首長部局制による分権自治の確立あるいは教育委員会制の改善努力など、地域の実情に応じた選択を認めるべきである。

市町村立学校への教員の帰属意識を促すためにも教員配置、異動の人事権を市町村長に委ねることを積極的に検討すべきである。

教育行政官と教職の各々の専門性、職務分担を確立すべく、大学での教育専門官養成コース及びマスター・ティーチャー制を導入すべきである。

市民のニーズ・実情に沿って、幼稚園と保育園の一元化、保護者負担の均一化を促進すべく、勇断をもって、結論を出すべきである。

2．合併問題について

全国一律の市町村合併推進ではなく、地方の特性に応じた、多様な合併のあり方を認めるべきである。

合併をする際には、住民自治を促進させ、旧来の地域の歴史や伝統などを守る観点からも、地域自治組織の導入を図るべきである。

合併後の青写真こそ重要であり、自治体財源について、合併後の三位一体改革の議論について、市町村の真摯な意見を踏まえるべきである。

市町村合併にあわせて、都道府県の合併による効率化についても議論を深めるべきである。

3．農林業・農山村分野について

農林地は、水源地の涵養、生態系保全、都市住民への癒し空間や災害時の避難地の提供など、多様な機能を担っている。森林保全、農地・農林業の維持などにむけて、教育や福祉、健康といった視点から新たな支援策を検討し実践すべきである。

「特区」の利用も視野に入れ、農林地の土地利用に関する規制権限を市町村に移管し、市町村が主体となって地域づくりができるようにすべきである。

減反政策については、地域特性を踏まえて競争原理に任せる、という決断も検討すべきである。

補助金を整理・統合し、自治体が柔軟に現場の視点を活かした農林業政策を実施できるようにすべきである。

4. 医療・福祉分野について

健康増進は住民の願いであり、基礎自治体たる市町村の本来業務として総合的に推進する必要がある。地域のまちづくりが疾病予防・健康づくりとなるべきである。さらに農林業の持つ健康保持・増進機能を十分活用すべきである。

国民健康保険に対する市町村の裁量を増やし、予防に医療や介護資源を重点的に配分すべきである。たとえば「温泉療法」、「音楽療法」、「園芸療法」、「乗馬療法」等を予防給付の対象とし、その効果について、国も疫学的なデータや実証プログラムの積み上げに取り組むべきである。

既存の健康増進諸施設を有機的に機能させる健康政策が必要であり、開かれた複合的な健康拠点・健康情報の交流の場として、「健康の駅」づくりを推進すべきである。

5. 行財政改革について

地方自治法一本による固定化した全国一律の自治制度ではなく、地域特性に応じた多様な、地方自治制度のあり方を認めるべきである。

地方自治体は、相互に行財政改革のよい事例を学び合い、不断の努力で実践に移していく決意であり、国もより一層の行財政改革を進めるべきである。

公務員制度を改め、多様な雇用形態を取り入れるべきである。

6. 公共事業について

道路、河川、港湾、海岸等の公共事業については、ソフト面を重視し、地域民間との連携を図りながら進めることが必要である。また事業実施に当たっては縦割りの壁を排除し、地域にとって意義のある整備を進めるべきである。

7. 防災について

災害等の緊急時には、首長のリーダーシップが問われる。平常時より遠隔地の自治体との交流・連携事業を行うべきである。

8. 環境について

環境政策は、地域の特性に影響される面が多く、関係主体も多岐にわたる。循環型社会推進の具体的な内容も、それぞれの地域の実情に即した、柔軟な対応を認めるべきである。

環境に関わる先端的技術等については高度な専門性を必要とするので、市町村長のみではなく、関係各省庁、企業、各種団体が連携して問題解決に取り組むべきである。

環境調和型地域づくりに関しては、地方の農業や林業の維持が良好な水循環を確保し、アメニティの高い田園地域づくりにもつなげるべきである。

環境政策に関わる事業では民間の力を活用し、地域での新たな環境調和型産業の育成に努力すべきである。

以上

